審　査　基　準　（公表用）

所属部（局）・課（室）　こども未来課

法　令　名	学校教育法	法令の番号	昭和２２年法律第２６号
許認可等の種類	私立幼稚園の設置又は収容定員の変更に係る園則変更認可	根拠条項	第４条

審査基準

私立幼稚園の設置又は収容定員の変更に係る園則変更の認可については、学校教育法等関係法令に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによる。

１　名称

幼稚園の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既存の幼稚園と同一もしくはまぎらわしいものであってはならない。

２　施設及び設備の所有関係等

幼稚園に必要な園地・園舎等の施設は、負担付（担保に供されている等）又は借用のものであってはならない。ただし、次に掲げる場合で、教育上支障がないと認められる場合は、この限りではない。

①　所有する園地・園舎等の施設が、確実な金融機関からの借入に伴う負担付であり、負債にかかる償還計画が適正かつ実行可能なものである場合

②　借用する園地・園舎等の施設が、国又は地方公共団体の所有地（物）で、２０年以上使用できる保証がある場合

③　借用する園地・園舎等の施設が、民間の所有地（物）で、２０年以上使用できる保障があり、校地・校舎を自己所有している場合と同等の学校経営の安定性・継続性が確認できる場合

設備は、借用のものであってはならない。ただし、教育上支障がないと認める場合は、この限りではない。

３　資金等

（１）　新たに設置されるまたは収容定員変更に伴い増設される幼稚園の施設及び設備の取得に係る資金は、全額、新たに幼稚園を設置しようとするものの自己資金で、かつ、申請時において当該資金が収納されていることを原則とする。ただし、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認められる場合で、かつ、次の条件を満たす場合においては借入金を認める。

①　確実な金融機関等が行う貸付又は融資による負債であること。

②　負債に係る償還計画が適正、かつ、実行可能なものであること。

（２）　設置経費の財源としての寄附金のほか、経営に必要な財源として、申請時において、幼稚園を適正に運営していくために必要な財源としての自己資金が確保されていなければならない。

受付機関	こども未来課	処理機関	こども未来課	交付機関	こども未来課	標準処理期間　９０　日 標準経由期間　　日		整理番号	１２～１